



～夏季休業中の過ごし方について～

いよいよ今週末から8月22日までの約1か月間の夏季休業となります。生活の計画や目標をしっかりと立てて充実した休みにしてください。

★安全で健康な生活を心がけ、充実した毎日を過ごそう！

新型コロナウイルス感染症も少なくなったとはいえ、軽視してはいけません。先月には山梨県内で流行性角結膜炎が警報レベルに入るほど流行しました。種々の感染症対策はもちろんのこと、**安全第一・健康第一**を基本に、この夏休みを過ごしてください。自己管理をしっかり行って生活することが充実した夏休みに繋がります。

①規則正しい生活習慣を継続させる（起床・就寝・家庭学習など）②疾病等の治療が必要な場合は、医師の診察・治療を受けて完治させる③外出時は必ず行き先を家族に告げて外出する！（23時以降翌日午前4時は深夜徘徊で補導対象です）④地域の活動や行事に積極的に参加したり、家事や家業の手伝いなどにも取り組みましょう。

★交通安全について

- ①交通事故・違反をしないように注意する（交通事故・違反「0」3か月運動実施中）。
- ②交通法規・ルール・マナーを守ろう。「思いやり・ゆずり合いの心」を持ち、周囲への配慮を忘れない！
- ③自転車・バイクのヘルメット着用を徹底しよう！
- ④無用なバイク・自動車の乗り出し、暴走行為は絶対にしないこと。反社会的行為は厳しい指導を行います。

★★★★★道路交法が改正されます（わたしたちの行動に大きく関わってきます！）★★★★★

近年の自転車利用拡大で、違反や事故の増加に伴い、5月に改正道路交法が可決・成立しました。16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通違反切符（青切符）制度が導入されます。青切符制度は、比較的軽微な違反を対象に警察官が青切符を交付し、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科されない制度です。簡単にいえば、**違法な自転車走行に反則金が科せられる**ということになります。



具体的には、スマートフォンを使用しながらの運転（通称：ながら運転／これにはイヤフォンの装着も含まれる可能性もあるとのこと・・・）などです。青切符制度は公布から2年以内の施行ですが、**ながら運転、酒気帯びへの罰則は11月1日から施行されると発表がありました**。罰則の詳細は未定部分があり、今後の注視が必要です！

施行（実際の法の効力が発生すること）がいつかに関係なく、ルールを再確認して正しい走行を今から行っていきましょう。今後、事故や違反が発生した際には、速やかに報告をするようにしましょう。

★生活全般について

①ネットトラブル、十分に注意を！*「冗談」ではすまされない！

6月に北海道でSNS関連から高校生が被害者となってしまった悲惨な事件もありました。インターネットやスマートフォンは便利な反面、**様々なトラブルに巻き込まれる危険性**もあります。投稿された内容は本人の意志とは関係なく半永久的に残り続けてしまう上、情報発信が手軽なSNSは「デマ」や「誹謗中傷」に拍車をかけています。「軽い冗談のつもり」が名誉棄損罪、侮辱罪、威力業務妨害罪に問われてしまうこともあります。個人情報はもちろんのこと、ネットに書き込む内容はよく考えましょう。それらの危険性を十分理解したうえで利用してください。

②違法行為や反社会的行為は絶対にしないこと！窃盗行為、暴力行為、20歳未満の飲酒・喫煙、**薬物・危険ドラッグ**などは違法行為です。興味本位で軽率な行動はつつしみましょう。

③水（海・河川）や山の事故に要注意！気象状況の変化に注意するとともに、危険と思われる場所や遊泳禁止区域などには立ち入らないようにしましょう。

④アルバイトについての注意！高校生を深夜に働かせたり（労働基準法で18歳未満の者は22時以降働かせません）、通称**闇バイト**に誘われて大きなトラブルに発展しているケースもあります。アルバイトの内容・時給（賃金）・勤務時間等について、保護者にも一度確認をしてもらい行ってください。

休み明けの登校日は8月23日（金）です。事故やケガなどにはくれぐれも注意して、有意義な夏休みにしてください。